

「青少年健全育成基本法」の制定を求める件

明日の社会を担う青少年を心身ともに健やかに育成することは、我が国の将来の発展にとって大切であり、国民の願いです。

しかし、今日の我が国では、少年の凶悪事件が相次ぐなど、青少年の健全育成は極めて深刻な事態に直面しており、頻発する児童・幼児虐待等に象徴される家庭の崩壊や道徳心の低下、さらには、インターネット等の普及に伴う有害な情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境は憂慮すべき状況にあり、その弊害が危惧されています。

これまで、青少年の健全育成に向け、各自治体において条例の制定など様々な取り組みが進められているものの対策が現状に追いつかず、その限界が指摘されています。

こうした現状を踏まえ、有害環境から青少年を守るために、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にするとともに、国や地方公共団体、学校、地域、家庭、事業者等の役割を明らかにし、社会全体で健全育成に関する施策を総合的に推進するための包括的な法整備が求められています。

よって、国会及び政府におかれては、早急に「青少年健全育成基本法」を制定するよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 14 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長 様

仙台市議会議長 岡 部 恒 司